

Title	中近世のベルン領における農奴制問題： フリーニスベルクとミュンヘンブッフゼーを中心にして
Sub Title	Die Ablösung der Leibeigenschaft im bernischen Territorium im 15. und 16. Jahrhundert, besonders in den Herrschaften Frienisberg und Münchenbuchsee.
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.2・ 3 (2011. 6) ,p.1(99)- 34(132)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中近世のベルン領における農奴制問題

——フリーニスベルクとミュンヘンブッフゼーを中心にして——

野々瀬浩司

はじめに

中世ヨーロッパにおいて農奴と見なされた非自由身分の人々は、多様な人格的な支配を受けていた。一般的に彼らの背負っていた封建的拘束は、移動の自由の禁止ないしは制限、結婚の制限、相続税に類似した様々なタイプの死亡料の納入、不定量賦役の履行、毎年の農奴承認料の支払いなどであった。しかし、その内実や機能は時代や地域によって微妙に異なっていた。確かに農奴制は、奴隸制のように、人間を家畜に類した所有物として扱うほどの重い隷属状態を強いることはなかったが、しかしながら、多くの領民に対して精神的にも物質的にも耐え難い負担や義務を課し、それが封建反動として強化された場合には、農民蜂起の主因の一つとなった。そのような

な農奴制は、スイスにおいては、近代初期に領邦国家化の進展に伴う国制の変化や経済変動、さらには農民反乱から受けた打撃によって衰退したが、最終的には一八世紀末のヘルヴェティア革命期まで、封建的遺制として北部を中心に根強く存続したのである。その頃には啓蒙思想や社会契約説などからの影響を受けて、個人を基準とした人格の自由や平等の理念が、次第にスイス盟約者団内でも浸透し始め、主要な原則として法律の中に取り入れられていった。アンシャン・レジーム期のスイスで封建的支配の中核を担っていたのは、諸侯や地方貴族などの特権身分に属する単独の領主よりも、各邦の政治を主導していた市民や農民からなる集団領主であった。一三邦による「古スイス盟約者団」体制の下で彼らは、自由と自治を享受していたが、共同支配地や臣従地域に居住

する民衆に対しては、封建的支配者として君臨していたのである。⁽¹⁾

これまでスイスの農奴制に関しては、多くの研究業績が残されているが、それらの成果によれば、明確に地域的な多様性・特殊性が存在し、時代ごとにその機能が変遷してきたことが明らかになっている。⁽²⁾ 例えば、ザンクト・ガレン修道院領のように農奴制を補助手段にして、下級裁判権の再編と領邦国家化を推進した地方があるのに対して、逆にスイス盟約者団の共同支配地であったトールガウでは、中小の封建領主が領邦権力からの中央集権化、官僚制の整備、法の統一化などの政策に対抗して、自己の地方的な權益を保持するために農奴制を利用したのである。またドイツ農民戦争直後に市参事会の主導の下に農奴制が廃止された都市邦バーゼルやチューリヒのようなケースでは、領邦国家化政策にとって障害物であった地方貴族や聖界領主の中間支配層の諸権限を削減することが、その主要な目的となっていた。ゾーロトゥルンの事例も、それと類似しており、一六世紀初めに領邦権力によって農奴制は一旦廃棄され、その後再び部分的に導入されたものの、一八世紀末まで実質の乏しい名称のみが残存し続けた。

ドイツ語圏の農奴領主制に関する膨大な研究史を簡略化して整理すれば、全体として特に以下の四つの点が重要になると思われる。⁽³⁾ 第一に領邦国家による領主権の集権化や領民の身分的統一化の過程において、農奴制が果たした役割について活発に議論されてきた。とりわけそれが、自由農民と農奴との間の身分的な違いを水平化し、一般的臣民を創設する際に、どのように機能したのかに關して考察された。第二に、農奴領主制に由来する貢租などの経済的意味や役割について多くの論争が行われ、その背後には東西冷戦下における歴史観の相違や研究方法の対立が存在した。例えばクナツプやリュトゲなどの旧西ドイツの歴史家は、農奴制の法的意味や国制上の役割に力点を置いたのに対して、マルクス主義学派の研究者達は、その物理的な搾取の機能を中心として捉えたのである。⁽⁴⁾ さらに農奴制の経済的意味に關して見解が分かれた点は、農業危機と農奴制強化との關係についての解釈の違いであった。第三に、農民蜂起の際に反農奴制を掲げた平民達の要求の思想的根拠が議論の対象となった。例えば、宗教改革の神学が、農奴制を否定した「神の法」思想の成立や発展にいかなる影響を及ぼしたのかという問題が重要な論点になった。また、中世に存在して

いた自然法的伝統が、どのように反農奴制要求と関わっていたのかということも、大切な主題となった。⁽⁵⁾ 第四に、主要な研究者達が近代初期の農奴制の役割や意味を、中世と比較して、「故意に些細なもの」として取り扱ってきたことに関して議論が展開された。⁽⁶⁾ つまり領邦国家化の際に有効な手段として利用された農奴制は、それがある程度進展していた近代初期には、その実質的な機能を喪失してしまったのか、あるいはその後も重い圧迫を領民に与え続けたのかという問題である。

これらの諸点を考慮にいれながら、今回はスイスの都市邦としては比較的広い領域を支配していたベルン領の農奴制を分析し、その特徴と役割について解明したい。このテーマを選択した主な理由として、ベルンの農奴制問題に関しては、邦語の研究文献の中ではこれまでほとんど言及されておらず、学術上の空白を埋める必要があったことが挙げられる。ただし、農奴制が普及した広大なベルン領全体の史料分析を行い、その史実を叙述することは、紙面の制約などの困難があることから、ここでは地域を限定して、中近世におけるフリーニンスベルク修道院領とミュンヘンブッフゼーのヨハネ騎士修道会領を中心に考察する。ベルン領の支配体制は、地域によって

多様な形態を持っており、特に直轄地とそれ以外とは、大幅に異なる。従って、今回は農奴制関係の史料が比較的多く残されている二つの聖界所領を中心に分析したい。なおベルンの農奴制に関するドイツ語の先駆的な研究としては、ビーラーのものがあがるが、それは幾つかの問題点を抱えている。⁽⁷⁾ 基本的にビーラーは、農奴解放における主要な原動力としてベルンという領邦権力の意志を中心的に見て、農奴や村落共同体の役割を低く評価している。彼によれば、農民達の政治意識は、まだ農奴制に反発して、反乱に至るほどには成熟しておらず、そのために彼らは農奴領主への人格的な拘束に我慢し続けたというのである。つまりビーラーは、社会の底辺にいる者達の行動が、総じて保守的であって、それほど革命的ではなかったと考察した。従って、ビーラーの研究は、農奴制問題を専ら上から考察し、全般的に民衆の側からの視点に欠けていたのである。

以上の諸問題を踏まえて、本稿の構成としては、四つの部分に分かれる。まず最初に中世後期におけるベルン領全般の地域的特性と個々の地域における多様な農奴制の機能について言及し、次にフリーニンスベルク修道院領における農奴制問題を考察し、さらにミュンヘンブッフ

ゼーでの農奴制の実態を解明し、最後にドイツ農民戦争期に提出されたベルン農民の抗議書を分析し、一六世紀初めのベルン領における農奴制問題の特質を明らかにしたい。

第一章 中世後期におけるベルン領の地域的 性と農奴制の機能

中世後期にベルンは、購入・差し押さえ・軍事的占領・都市保護契約(Burgrecht)の締結などで多様な慣習を持った領土を獲得し、その総面積は他の帝国都市に比べて広大であった。一六世紀にベルン領全体に居住していた住民の総人口は、約一五万人と推定されている。これらの所領の支配関係は、地域ごとに異なり、そこに住む領民に関しても、自由な帝国民(Raichsleute)、不自由な帝国民、農奴、代官区民(Vogtleute)、修道院領民、ヴァリスからの入植民などの多様な法的身分の人々が混在していた。⁽⁸⁾市当局は、多くの地域では領邦権力として上級裁判権、租税徴収権、軍事高権などの権利を持っていたに過ぎず、その他の支配権をまだ十分には所有していなかった。農民の人格を拘束する農奴領主権に関しては、ベルンが直接それを保持している事例もあった

が、それは多くの場合に中間支配勢力である貴族や修道院などに帰属していた。ベルンは、一五世紀に領邦国家形成のための本格的な政策の実施を開始し、領邦権力を強化するために、様々な封建的な諸特権の支配構造を単一化し、統合しようとした。しかし、それは、地方領主や領民に対して強権的に上から押しつけるような形で実行されたものではなかった。ベルンは、領民の臣従誓約を更新する際には、官吏や村落に共同体的な自由や特権の保障とその運用を認めていたのである。その内実は、共同体ごとに異なるが、ベルンは、しばしば共同体的な自律的行政・機構・権限を認め、共同体的なラント法を尊重していたのである。つまりベルンは、中央集権的な領邦政策を実施しながらも、しばしば地域共同体の同意を必要としていた。⁽⁹⁾

ベルン領は、様々な支配構造を持った地域の複合体であり、特に直轄地と非直轄地、山岳地方と北中部地方との間に大きな差異が顕著に見られた。例えば、ベルン領アールガウにおける支配関係は、ゼーラント(Seeland)のものとは全く異なっていた。ゼーラントに属する大部分の地域は、領邦権力の直轄地であったが、ベルン領アールガウでは、そのような直轄地と並んで、

ツヴィング領主領 (Twingherschaffen) が、例えばミューリネン、グリューネンベルク、ハルヴィルなどに存在していた。ツヴィング領主とは、ベルン市内に居住する市民権を持った名望家でありながら、農村の裁判領主権や警察権を保持していた有力な支配者層であった。彼らは、ベルンの大小市参事会に対して内政と外交の両方に政治的な影響力を及ぼしていた。それゆえに、ベルン領内部の法的関係は、地域ごとに多様であり、決して統一的なものではなく、農奴の法的立場も、一様ではなかった。⁽¹⁰⁾

一四三七年に初めてベルンは、直接的あるいは間接的に支配している全領民に対して、臣従誓約 (Untertanen eid) を課した。この誓約によって臣民達は、ベルンに対する忠誠、服従、軍役の奉仕の義務を負い、それを履行することを要求された。その適用範囲は、市参事会やその役人によって公布された全ての命令や禁令へと明瞭に拡大された。ベルンは、農村への軍役の義務を強調したこの臣従誓約を通して、領邦内における支配関係の安定化を試みたのである。しかしこの誓約は、中間支配層であるツヴィング領主の権限を侵害する可能性を含んでいた。これまで農奴は、根本的に領邦国家とは無関係

な存在であり、農奴領主の純粋な領民であったに過ぎず、ベルンへの軍役の義務は基本的に免除されていたのである。このような政策は、ベルン市当局の影響下に置かれていなかった農奴達を、領邦国家の支配構造の中に編入することを意図したものであり、農奴に対してベルンと農奴領主への二重の従属を強いる状況を生み出した。臣従誓約の公布は、ベルン市当局にとって、農奴を領邦国家の中に組み込むための直接的な根本的手段の一つであった。領邦内の支配関係を規定した包括的な絆としての臣従誓約は、外部の国家による干渉に対してベルンの立場を明確に提示することになった。そしてベルンは、領内の農奴制問題に対して、政治的な必要性からその廃棄を推進する立場をとったのである。一四三七年の臣従誓約の公布以来、農奴に対する軍役への動員は、法的根拠に基づいて実行されるようになった。またベルンが新しい支配地を獲得した際にも、臣従誓約は、その地域の領民を領邦的な支配関係の中に組み込むための重要な役割を果たしたのである。⁽¹¹⁾

ベルン領全体の農奴制の状況には、既に言及したように、明確に地域的な相違が認められる。比較的早い時期に南部の山岳地方では、特に世俗領主の支配地で農奴制

問題が解決されていたのに対して、北中部地方では、農奴制がより根強く残存していた。上述のフリーニスベルクとミュンヘンブッフゼーは、ともにベルンからそれほど遠くない場所に位置し、ベルン領の中では北中部地方に属する。一般的傾向としてベルンの農奴制は、山岳地帯から離れた農村地帯においてより強く維持され、慣例化していたのである。それに対して山岳地方では、既に一四〇〇年頃にはかなりの程度身分的な均等化が進展していた。ただし、その一部の地域、特にインターラーケン修道院領などでは、例外的に農奴制が根強く存続していた。山岳地方では、中部地方や北部のゼーラントよりも、共同体的な要素や諸身分の一体化傾向が強く、自由農民と農奴との間の身分的差異を強調する必要性があまり存在しなかった。南部の山間部では、一般的な生活状況がより厳しかったため、共同体に依存しなければ、個人の社会生活は成り立たなかつたのである。経済的視点からもベルン領は、アルプス地方の放牧地帯と中部地方の穀倉地帯とに大別できる。山岳地方では経済的基盤が畜産と乳製品の生産に集中化されて、その輸出が可能となっていたが、穀物と岩塩は不足し、その輸入が必要となっていた。⁽¹²⁾

南部地方では、一四六四年にヴィミスの農奴が一七〇プフントの解放金を支払つたという報告が残されている。さらにオーバージンメンタールでは一三三六年には農奴解放の事例が認められ、既に一四世紀末にここでは自由人と非自由人との間の身分的な相違はほぼ消滅していた。ニードージンメンタールでも解放農奴の大きな集団が形成され、不自由人と対峙していた。山岳地帯の多くの地域では、元来の農奴制に関わる人格的に拘束する諸負担が、土地に関わる貢納の支払いへと移行していた。ザーネンラントでも早い時期に法的平等性が顕著に浸透していた。この地域の農奴制は、一三二二年と一三九八年の解放金の支払いで完全に廃絶されていた。フルーティヒラントでは、一三〇一年と一三四五年の史料によれば、農奴の存在が確認できるが、しかしながら、ここでも法的身分は早い時期に均質化され、貢租は土地に付随するものになったと推定されている。またハスリタールの人々は、古くから自由農民の共同体の中で生活していた。⁽¹³⁾既に一四世紀にオーバーラントでは農奴が、人格的な自由を獲得し、一五世紀中頃までには大多數の農民達には自由な土地所有が保障されていた。ここでは中下級貴族達は社会的指導層としての意味を失い、彼らに代わ

って、ベルンの領邦高権の下に農村共同体が重要な役割を担っていた。オーバーラントにおいて農民の自由は、村落共同体による政治的成果として獲得されたものであった。共同体による封建支配構造の漸次的な解体は、オーバーラントの農民達が発展させてきた自由の概念の中に反映している。彼らにとつて自由と共同体とは、相互に結びついていたのである。個人の権利の強化が共同体における内的な繋がりが増加と分かちがたく結合していることを、農民達は明確に意識していた。オーバーラントの農民による自由の理解は、近代市民社会で承認されているような平等で普遍的なものではなく、共同体の枠内で個人の権利を位置づけるものであった。このようにベルン領のオーバーラントでは自由農民が多く存在し、農奴制は、一四〇〇年頃に世俗領主の支配地域では僅かな程度しか維持されていなかったが、インターラーケン修道院は、宗教改革期においてもトゥーン湖やブリンツ湖周辺の全領域で数多くの農奴を保持していた。一四四五年にインターラーケンの農民達が解放金の支払いを要求したが、スイス盟約者団の仲裁によって拒絶されたことが史料で確認できる⁽¹⁴⁾。

ベルンは、長期間にわたって自己の支配地から農奴制

を排除するための努力を行ってきた。つまり農奴制は、ベルン領内で急激に廃棄されたのではなく、徐々に消滅していったのである。ベルンによる農奴解放政策は、時代的には交差する三つの異なる形態で行われた。中世において農奴に属する人々の間にも、封建的拘束の違いが存在し、不自由の程度が異なっていた。このように様々なタイプの農奴が住んでいる地域では、まず法的身分の一元化が広く行われた。その際に最下層の者が引き上げられ、最上層の者が中間層へと下降させられた。山岳地域では、法的身分の相違を解消することはより容易であったが、それは溪谷内部での農民の均質化に過ぎず、溪谷ごとの住民全体の身分の違いは、維持されたままであった。農奴解放の第二の形態は、ベルンが農民を市外市民として受け入れる方法であった。しかしその主目的は、農奴解放それ自体ではなく、農民に対する都市の住民化による影響圏の拡大であり、農奴解放は、その際に必要な便宜的手段に過ぎなかった。市外市民制度の導入は、市壁外での政治的影響力を拡大するための効果的な法的手段の一つだったのである。ベルンは、解放農奴に保護と安全を提供し、皇帝からの特権に基づく人格的な自由をもたらしした。解放農奴は、そのためにベルンに身を委

ね、市民としてしばしばより重い負担を背負った。それにもかかわらず、市外市民は、ベルンの都市裁判権に服属し、地方領主の干渉から自由になることを意味したので、解放農奴達は市民権を獲得することを求めたのである⁽¹⁵⁾。農奴解放の第三の形態である解放金の支払いは、既に中世盛期に認められる。解放金の支払いは、一四世紀末から一五世紀初めには重要になり、そしてそれは一六世紀初め以降にも行われた。ベルンによる領邦国家の形成とともに、農奴制の廃棄が促進された。それは、ほとんどの場合には農奴達によって強く支持された。しかし、時にはその政策を、ベルンは強制的な威嚇を伴って実行しなければならなかった。時代とともにベルンは、市外市民としての受け入れ対象を、解放農奴や農奴へと拡大したが、それが新しい問題を生み出した。それに応じてベルンは、農奴解放金の支払いを促進したのである⁽¹⁶⁾。

ベルンの市外市民になったり、あるいは解放金を支払ったりすることによって人格的な自由を獲得することだけでは、必ずしも農民の地位向上という観点から大きな成果を意味したわけではなかった。農村共同体による政治的な組織化の進展が、領主に対する力関係を変化させ、農民の利害を組織的・継続的に有効にするための基礎を

生み出したのである。共同体的な政治・社会的結びつきが拡大することは、その成員が封建的拘束から解放されることと深く関わっていた。従って、ベルンにおける個人の人格的な自由の獲得と共同体的な統合は、決して対立的な動きとして捉えるべきではなく、両者は相互的に補う過程として見るべきである⁽¹⁷⁾。市当局のこのような政策によって、中世には存在していた地位の低い農民に対する三つ類似した概念、つまり隷農(Hörige)、農奴(Leibeigene)、修道院領民(Gotteshausleute)の違いは、一五世紀初めにベルンの支配地では既に重要ではなくなっていた。様々な出自の不自由人の法的立場は、均質化されていたので、史料の中で隷農、農奴、修道院領民という三者の相違を区別することは難しくなっていた。農奴解放の際に全ての不自由人は例外なく農奴として名づけられ、条件や取扱いにおける相違は、決して認識されなかった⁽¹⁸⁾。

原理的に農奴は、軍役、一般的な領邦税、そして公的な租税⁽¹⁹⁾(二)の納税義務から解放されていた。なぜなら、不自由人は、農奴領主に対する私法的な従属関係に拘束されていたが、領邦国家の下に形成されつつあった公的な支配構造の外部にいたからである。しかし、こ

のような原則は、既に所々で破られていた。ベルンが解放農奴との間に都市保護契約を締結したことは、確かに農奴解放自体と直接的に結合したものではなかったが、しかしベルンにとって、領邦国家化において有利な状況を創出するためには重要な行為であった。その後、解放金の支払いの際に、ほとんどの場合に都市保護契約の締結が伴われるようになった。以前から多くの自由人や農奴は、ベルンとの間に都市保護契約を締結していたが、彼らはそれによって納税と軍役の義務を負い、農村における軍事力の重要な供給源を形成していた。全ての場合において都市保護契約の締結を行った解放農奴には、領邦税や軍役が課せられた。ベルンが農奴解放を推し進めた理由の一つとして、それによって領民に軍役の義務を課すことが可能になった点が挙げられる。領邦権力としてのベルンは、支配地域の全ての住民を統制下に置くことを志向し、農奴解放を促進しようとしたのである。⁽²⁰⁾

ベルンの農奴には、上述のように、異ゲノッセ婚の禁止、死亡料の支払い、移住の禁止などの封建的拘束があった。なお異ゲノッセ婚とは、自由人と農奴の結婚（身分外婚）と異なる領主の農奴間の結婚（領外婚）という二つのケースを指し示した。従って、その禁止は、道徳

的な負担だけではなく、農奴の結婚全般を著しく妨げる弊害をもたらした。特に修道院領などの聖界領において異ゲノッセ婚の禁止は、厳しく適用され、各地で人々に重い圧迫を与えた。それに対して世俗領では、異ゲノッセ婚の禁止という慣習が部分的に消滅していた。自由人と農奴の結婚は、中世後期にベルン領でもしばしば見られたが、しかしその際には身分外婚で生まれた子供は自由身分を相続できず、不自由人となった。つまり、身分外婚の場合には、子供は下位身分継承の原則によって農奴制の中に組み込まれたのである。ベルン領内で農奴の遺産相続権は制限されていたが、廃止されることなく存続し、固定化された。全般的に自由人と不自由人の間では相互に相続することはできなかった。ただ家族全体での解放金の支払い (Familienloskäufe) によってのみ、自由人であった親の財産に対して、農奴に転落したその子供が正式な相続権を確保することができた。⁽²¹⁾ 農奴解放の主要な動機の一つとしては、領内では姻戚関係が濃密になってしまったので、異ゲノッセ婚を行うこと以外には、キリスト教会の教えを厳守しながら、結婚という神聖なサクラメントを農奴達が果たすことができない状況になってしまったことが考えられる。しばしば農奴は、

解放金を支払うか、近親同士の結婚に踏み切るかの重い決断に迫られたのである。一四八四年五月二日にベルンは、正式に身分外婚の禁止 (Mischeheverbot) を公布し、将来農奴と結婚する自由人には二〇グルデンの罰金が科せられるとした。この文書からは、それ以前の身分外婚も罰せられる事態となった。このような身分外婚の禁止命令は、単なる改革に過ぎなかった。その命令は、全領域に有効とされたが、しかしまずヴァンゲン、アーヴアンゲン、ビップ、アールブルク、レンツブルク、シェンケンベルクの代官に告知された。⁽²³⁾

ベルン領内に居住していた農奴の大半は、上述のように、ツヴィング領主 (Twingher) や修道院に従属していた。農奴がベルンに従属していた直轄地域では、因襲的な法が維持され、市当局は、ごく僅かにそれを変更するための根本的な措置を実行したに過ぎなかった。それ以外の地域でベルンは、農奴領主と農奴との間の仲裁者として登場し、解放金の支払いで一致するように努めることに活動を制限された。ベルン自体が農奴領主であった地域では、常に即座に解放金の支払いに同意した。集団解放は、常に解放金の支払いによって行われ、立法によって無償で農奴制廃棄が行われたわけではなかったの

で、それを支払うことができなかった農奴が絶えず現れ、彼らは落伍した不自由人というレッテルを貼られた。⁽²³⁾ ベルン領において、農奴解放のプロセスは、一世紀半以上も続き、ブルゴーニュ戦争と宗教改革の間の時期がその頂点であった。一五世紀全体を通じてベルンは、新しい領域を獲得し、それによって新たに解放すべき農奴を抱え込んだのである。しかし、ベルンは、状況に応じてその問題に対応した。ベルンは、農奴制という私法的な関係を簡単に廃棄することはできなかった。⁽²⁴⁾ また、一五一六年にベルンは、近隣のゾーロトゥルンとの間にあった農奴制問題を解決した。一五〇〇年頃に多くのベルンの農奴は、ゾーロトゥルン領に居住していた。その逆のケースよりも多かったので、相互の領外の農奴領主権を放棄することの代償として、ベルンがゾーロトゥルンからダイティンゲン、ズビンゲン、ルターバッツハ、ビベリストの上級裁判権やダイティンゲンの下級裁判権などを獲得したのである。⁽²⁵⁾

一六世紀初めにベルン領は、ベルン市近郊の四つの地方裁判区 (Landgericht) とそれ以外の二〇以上の地方代官区に編成され、前者の地区は、四人の軍司令官 (Veneren) の管轄下にあったが、後者の地域は市参事会から

選出された地方代官によって統治されていた。これから扱うフリーニスベルクとミュンヘンブッフゼーは、ツォリコフエン地方裁判区に属していた。⁽²⁶⁾

第二章 フリーニスベルク修道院領の農奴制問題

フリーニスベルク修道院は、ザウゲルン伯から寄進された土地の上にシトー会士によって建立された。このシトー派修道院は、ベルンとの間に都市保護契約の締結などによって密接な関係を保ち、一三六五年にはアールベルクに居住していたベルンの代官に対して、修道院領民に対する裁判権を認めた。一三八〇年にフリーニスベルク修道院は、負債を弁済するために一五〇〇グルデンでゼードルフ、バグヴィル、ロブジゲン、ヴィンタースヴィル、ダンプフヴィル、ヴァーレンドルフ、カッペレン、ビュルティゲンなどの諸村に関する下級裁判権や農奴領主権をベルンに売却した。⁽²⁷⁾

ハプスブルク家とスイス盟約者団との間にゼンバッハの戦いが勃発する直前に軍事的緊張が高まり、政治情勢が不安定になると、一三八六年四月四日にフリーニスベルク修道院は、ベルンの代官区とその上級裁判権の支配

下に入り、政治的保護を受けた。その契約によれば、フリーニスベルク修道院における農奴解放金の金額は、その者の遺産相続の総額、あるいは嫁資として受け取った金額とされた。ベルンは、フリーニスベルク修道院の解放農奴に市外市民とほぼ同じ身分を保証し、それに対して修道院は、ベルンに対してその農民が租税を納入すること、そして軍役やその他の賦役を履行することなどを認可した。この契約は、ベルンが農奴解放を意図していたことを示す最初の証拠であった。農民自身にとっては、修道院からの人格的支配を受けながらも、ベルンにも忠誠を誓約するという重複した従属的な立場は、ほぼ二重の負担を意味した。フリーニスベルク修道院は、農奴を拘束するためのいかなる権限も放棄しなかった。ベルンによって農奴に新たに認められたはずの権利は、修道院の古い権限の前に碎け散ってしまった。結局このような状況からの出口は、解放金の支払いのみであった。しかし、実際にそれが実現するまでにはかなりの時間を必要とした。なぜなら、フリーニスベルク修道院が、解放金の支払いを容易には認めようとはしなかった上に、農奴の側にもそのための十分な資金がなかったからである。一四一三年六月二六日にベルンは、フリーニスベルク修

道院の莊園管理人をベルン市民から選出する權利を認めさせた。⁽²⁸⁾

一四三三年に初めて、フリーニスベルクにおける解放金の支払いに関する史料が登場した。この時にベルンは、修道院の立場を考慮して、農奴を市民として受け入れないという約束を結んだ。それによつて農奴に対する修道院長の立場は、強化された。一四三〇年にベルン市長は、フリーニスベルク修道院に対する農奴の賦役義務と所領からの移住禁止という決定を確認していた。自由人男性と農奴女性の結婚(身分外婚)によつて、その子供は不自由人となるという慣習があつたので、夫は妻のためにしばしば解放金を支払つたり、あるいは二人の間に生まれた子供のためだけに遅れて解放金を納入したりした。一四三三年にクレフィ・ザルツマンという農奴が、フリーニスベルク修道院長を相手にして妻の自由身分をめぐつて争つたという記録が残されている。ベルン市参事会が解放金の支払いを提案して、両者の仲裁を試みたが、その際に、場合によつては係争に発展しかねないその子供達の解放金の総額もはつきりと計算されていた。一四三八年九月九日にベルンは、フリーニスベルク修道院とエルラツハ修道院との間にワインの十分の一税に関する

トラブルが生じた時に仲裁に入り、その問題の解決に成功し、保護邦としての政治的影響力を高めた。一四三九年にフリーニスベルク修道院に属していたある農奴が訴えて、自由人と農奴の結婚によつて生まれた子供は、常に母親の身分を継承すべきだと主張した。つまり彼は、身分外婚の際には、母系身分継承の原則を守るべきであつて、不当に下位身分継承のルールを適用すべきではないと求めたのである。修道院長が証書によつてこの要求に反駁したので、ベルンは、この農奴の主張を否認するという立場をとつた。同様の決定によつて、フリーニスベルク修道院の農奴は、院長の同意なく領外の者と結婚したり、移住をしたりすることはできないということが確認された。その他にベルンは、一四三〇年に院長の持つていた農奴領主権に加えて、農奴の賦役義務と移動の禁止を確認したが、同様のことは一四八四年と一四八九年にも生じている。⁽²⁹⁾一四三九年に農奴達が、三〇年前やそれ以前には身分外婚の場合には、母親が自由人であつたと訴える事件が発生した。その根拠として彼らは、自由な修道院領民であることを引き合いに出した。しかし、フリーニスベルク修道院長は、文書を提示して、全

領民達は農奴として修道院に誓約を行い、奉仕し、服従しなくてはならないと主張した。ベルン市参事会は、再び修道院長に有利な裁定を下した。修道院長が極度に頑なに自分の権限に固執し、領民に対して領外での結婚を許可しようとしなかったため、ベルンは両者の和解のために介入した。ベルンは、法や文書に反しない限りは、一般的に農奴解放に有利な立場をとった。しかし、修道院は、決して農奴に対して譲歩する姿勢を示さなかった。既に一四七一年にベルンは、アールベルクの代官に指示して、フリーニスベルク修道院領外の者がその農奴と結婚してはならないことを命じた。

農奴達にとっての主要な関心は、妨害されずに結婚することができるとのことであった。一四八四年にフリーニスベルク修道院長、その農奴、ベルンという三者の間で紛争が始まった。この時に農奴達は、解放金の支払いを希望し、結婚の自由の権利を獲得しようとした。農奴達の間で、金額などの条件をめぐる意見の一致に至ることができなかったため、秋には修道院との交渉は失敗した。しかし、ついに修道院長は、フリーニスベルク修道院領内で結婚することができない農奴に限っては、場合によって解放金の支払いの許可を約束した。それに

よって、根本的な解決が延期された。一四八九年に修道院長は、農奴に新たな臣従誓約を行わせた。ベルンは、農奴達に解放金の金額について修道院長と合意するように要求した。その際に修道院にはいかなる損害も生じてはならず、修道院は毎年税として全農奴から半プフントを徴収することが確認されたが、しかし修道院長は、その条件には応じなかった。一四九〇年初めに修道院長は、新たな交渉のためにベルン参事会に召喚された。そしてその年に実際若干の農奴、恐らく領外に居住していたフリーニスベルク修道院の一部の農奴達が解放金を支払って、自由を獲得した。当面ベルンは、一四九一年秋までに農奴の経済事情などによって解放金の支払い期限を延長しなければならなかった。ようやくその秋に、農奴に対する家畜の差し押さえという威圧的な手段によって、支払い期限を過ぎた解放金の全額が初めて納入され、領外に住む農奴の解放が進展した。

しかし、そのケース以外の農奴解放は遅々として進まず、ベルンはこれまでの協調的な態度を改めた。保護邦としてベルンは、フリーニスベルク修道院に対して解放金の支払いを許可するように強く要求した。フリーニスベルク修道院長とその修道院は、その要求に従う意志を

示さず、逆に自分達の主張を文書として提出し、ベルンに再びその内容を認めさせた。ここで両者の間で決定されたことは、フリーニスベルク修道院領の外に居住している農奴が、巨額の解放金を支払うか、あるいは修道院領内に移住するかという二者択一を迫られたことであった。それ以外の全ての事柄は、古い慣習をほぼ踏襲することになった。しかし、事態はこれによって決して平穩には推移しなかった。一四九一年九月三日にベルンは、フリーニスベルク修道院長と修道士達との争いに対して保護邦として仲裁を行い、修道院に対する政治的影響力を強めた。一四九一年にはフリーニスベルク修道院による数多くの史料偽造の嫌疑がかけられ、ベルンはその問題に関する調査を行わなければならないかった。しかし、フリーニスベルク修道院が有罪であるという証拠は発見されなかった。一四九三年二月にベルンは、修道院とその領民達の間で解放金の支払いなどに関する合意が成立しなかった場合には、両者が市参事会の前で集まり、協議するように命じた。この時によく再び両者の間に、ある程度の妥協的合意が成立した。しかし、修道院長は、領民全体による解放金の支払いを拒否し、必要に応じてその都度個別的な農奴解放をしかなく承認した。ベル

ンは、単独で解放金を支払いたい者は修道院長と合意すべきだという裁定を下し、一致が不可能な場合には強制的な決定を留保した。一四九五年に、フリーニスベルク修道院長の親戚であるヴィルヘルム・フォン・ティーアシュタイン伯がベルンに対して、修道院の権限を削減しないように訴えた⁽³¹⁾。

一四九五年にベルン市参事会の前に、フリーニスベルク修道院の代表とその領民が再び呼び出された。その時に農奴達は、ベルンに対して結婚の困難さを訴えた。農奴達は、既に解放金をほぼ支払い終えたフリーニスベルク領外に住む農奴の事例を提示して、修道院領内に住む農奴全体の解放金の支払いを要求した。ベルンは、農奴達の訴えを支持した上で、いかなる自由人男性もフリーニスベルクの女性農奴と基本的には結婚することは許されないが、もしそれを行った場合には、その男性は身分外婚の罰金として二〇グルデンを支払わなければならないという条件を明記した覚え書きを添えた⁽³²⁾。ここでようやく初めて修道院長が、全面的な農奴解放に関して明確な返答を述べ始めた。これまで修道院長は、男性農奴が自分の子供のために解放金の支払いを要求した時には、決して抗言することはなかったが、領内の農奴制を完全

に廃棄し、消滅させることは、フリーニスベルク修道院長には、その上司の意志と承認なしには、不可能であったのである。修道院の有力者達は、もし修道院長がその案件について同意したとしても、それを実行する権限を持っていないと明言し、農奴制の全廃には決して賛成しなかった。修道院は、その際に再びこれまでの自分達の主張を繰り返し、それを承認してもらうように画策した。しかし、ベルンは、フリーニスベルク修道院の全農奴は一〇〇〇プフントで自由の獲得を認められるという決定を下した。ただし、もし農奴達が一九五五年までの期限内にその金額を支払うことができなかった場合には、再び農奴制の中に組み込まれるべきとされた。なおその場合でも農奴達は、従来通りその都度個別的に解放金を支払うことができるという留保条件が付与された。そして農奴達は、一〇〇〇プフントという巨額な負担を完済する準備を開始した。しかし、彼らが独力でその金額を集めるには大きな困難を伴った。一四九七年二月中旬にベルン市参事会は農奴達に使節を派遣して、「フリーニスベルク修道院長に、復活祭までに解放金の全額を支払いなさい。そして、もしそれを納入することができなかった場合には、再び農奴制へと逆戻りすることになり、今

まで払った金額をもう一度支払わせる」と警告した。しかし、その金額は、農奴達の経済力を越えるものであった。ベルンは、苦勞して達成してきたものがここで水泡に帰することがないように、妥協的な解決策を考案し、一度に完済するのではなく毎年一〇〇プフントの償還によって、少しずつ返済する猶予を与えた。フリーニスベルク修道院領における全農奴の解放金の支払いという重い課題は、こうして基本的には解決された。どれだけの人数がこれによって人格的な自由を得たのかに関しては正確な計算は難しく、推測的な概算しかできない。およそ百家族が自由身分に昇格したと思われる。修道院長と農奴との間の反目は、その後も長く継続した。フリーニスベルク修道院長は、解放金を支払った者に対する自由を確約することを頑なに拒んだ。ついにベルンは、一五〇一年末に自由特許状 (Freibrief) を公布して、修道院領民が農奴制からの自由を獲得したことを宣言した。ほぼ同文の自由特許状が、その次の年の春にフリーニスベルク修道院領外に住むその解放農奴に公布された。約一世紀にわたってベルンは、フリーニスベルク修道院とその領民との間を仲介して、ようやく解放金の支払いの合意を達成したのである。⁽³³⁾ その自由特許状は、もう一度交

渉の経過を短く列挙し、結婚の際の弊害に言及し、その問題の解決策として農奴制の除去を掲げた。これによってベルンが、修道院の領主支配を徐々に空洞化してきた事実は、その史料には明確には記録されていない。領外に住む解放農奴は、一〇〇〇プントを苦勞の末調達した。その際にベルンが、様々な形でそれを支払うように警告していたのである。しかし、ベルンの援助なしに彼らは、十分な農奴解放を達成できなかったものと思われる。

数人の農奴が自分の負担額の支払いを怠り、不自由身に留まった。これによって、苦勞して廃棄したフリーニスベルクの農奴制が再び息を吹き返す危険性に陥った。一五〇九年五月に彼らに対して、一〇プントの罰金と領外への退去命令が出され、次の聖アンデレの祝日（一月三〇日）までに解放金を支払い、修道院長に残りの金額を納入するように命令が下された。これ以降解放農奴と修道院長との間に生じた対立は、土地領主制からくる負担が原因であって、もはや農奴制はほとんど問題にはならなくなっていた。フリーニスベルク領民の農奴解放の際にとったベルンの政策は、明確な方向性を持っていた。つまりベルンは、異ゲノッセ婚を禁止し、修道院

長の権限を確認しながら、勞力を惜しまずに仲介役を果たして、領主と領民が解放金の支払いに合意するように便宜を図ったのである。³⁴⁾

第三章 ミュンヘンブッフゼーの農奴制問題

一一八〇年に地方貴族のクノ・フォン・ブッフゼーがミュンヘンブッフゼーの所領をヨハネ騎士修道会に寄進した後に、そこに施療院が建てられたことから、この地域の騎士修道会の発展の基盤がもたらされた。この騎士修道院は貴族の保護の下に繁栄し、一二五六年には単独の騎士修道会管区の中で管理されることとなった。この頃既にミュンヘンブッフゼーの史料の中で農奴について数多く言及され、農奴解放が部分的に行われ、軍役の義務を負担する道が開かれていたことが確認できる。³⁵⁾ 一七八八年に地方貴族のウルリヒ・フォン・ブレムガルテンは、ミュンヘンブッフゼーの騎士修道会に多大な寄進を行った。彼の一族とその子孫が、一三〇二年にヨハネ騎士修道会に一人の農奴の支配権を三プントで売ったことが史料に記されている。一三二九年にベルンは、ミュンヘンブッフゼーの騎士修道会との間に都市保護契約を締結したが、その内容によれば、ヨハネ騎士修道会は紛

争に際してベルンの裁判所で審議する義務を負った。一三三九年末にミュンヘンブッフゼーの騎士修道会が、ベルン市参事会に逃亡農奴の帰還を訴えたことが史料として記録されている。一三五九年に自由農民がミュンヘンブッフゼーの騎士修道会の女性農奴と結婚する際に、二人の間に生まれた子供は低い身分を継承するように書面で誓約させられたことが史料として残されている。⁽³⁶⁾

フリーニスベルクの場合と同様に、ミュンヘンブッフゼーでも農奴達は、ヨハネ騎士修道会の農奴領主権が厳然と存続しているにもかかわらず、一四〇七年からベルンの支配下に引き入れられ始めた。その結果、彼らはヨハネ騎士修道会とベルンに対する二重の負担を背負ったのである。つまり、農奴達は、中間支配層としてのヨハネ騎士修道会の農奴領主権に従属しながらも、領邦高権を持つていたベルンの統治下にも置かれたのである。ベルンとヨハネ騎士修道会との間の契約は、領邦国家化のための改革を志向するベルンの政策に対して、農奴の法的立場を固定化しようとする聖職者の保守的な見解を明示している。そこでは農奴は、ヨハネ騎士修道会に隷属する不自由民であって、自由な修道院領民ではないことが明確に定義されていた。不自由人に対する軍役の禁止

という古い慣習に依拠した原則は、ベルンによって既に部分的に破られていた。一四〇七年にヨハネ騎士団員は、ベルンに対して、ミュンヘンブッフゼー騎士修道院の農奴をその他の全ての負担と同様に軍役や軍事的負担に動員することを正式に許可した。ここには、後に公布された一四三七年の臣従誓約への道筋が既に予め指示されていた。それからミュンヘンブッフゼーの農奴に関しては、七〇年以上も史料が残されていない。一四八二年にベルンは、農奴がヨハネ騎士修道会に対する臣従誓約を更新するように要求した。一四八五年に、ミュンヘンブッフゼーでは最初の個別的な解放金の支払いが実行されたことが確認できる。その史料によれば、ある女性農奴がヨハネ騎士修道会と対立し、農奴制から自由になるためにベルン市参事会に助けを依頼したことから、事態が進展した。ヨハネ騎士修道会は、このケースに対して好意的な態度をとらなかったように思われる。しかし、その女性農奴は、一〇グルテンで彼女の子孫の分を含めて自由人になる権利を獲得した。同年にある男性農奴が、自分の娘のために僅か六グルデンを支払って、自由を得たが、その二つのケースでは金額の根拠が明示されていないかった。一四八五年の第三番目の解放金証書では、農奴の

結婚の際に生じるトラブルについて言及されている。⁽³⁷⁾

一四八七年にベルンからヨハネ騎士修道会に対して、全農奴の解放金の支払いに同意するように働きかけがあったが、しかしその試みは成果なく終わった。それ以前から明らかに農奴は、自らヨハネ騎士修道会との合意が成立するための努力を行っていたが、今回はそれをベルンが引き受けて、両者の仲裁を試みたのであった。一四八七年のベルンからの警告によって、ミュンヘンブッフゼーのヨハネ騎士修道会領内では農奴が結婚できないという事態に対する注意が喚起されたのである。それに対してベルンは、ヨハネ騎士修道会からの返答を得ることができなかった。翌年の一四八八年に再びベルンからヨハネ騎士修道会に対して書状が届けられ、現状では農奴達の結婚が困難であることが明言された。ベルンは、解放金の総額として四〇〇プントを提示した。ベルンは、もし騎士修道会がそれに同意しないのであれば、領外に住む不自由人が軽視されていることにはや忍耐できないという威嚇を行った。そしてベルンは、結婚を希望している農奴にまず最初に自由を与えるべきだという提案を行った。この書状に対しても返答が得られなかったのだ、ベルンは、その脅しを実行に移す決断をした。一四

八八年四月二五日には、ベルンが農奴に対して書類を送り、様々な領主の支配下にある農奴間の結婚に関する緩和策を提示した。それ以後、農奴達が自由人と同様にミュンヘンブッフゼーへと移住し、自由人や他の領主の農奴と結婚できることが、ベルンによって同意された。⁽³⁸⁾ただし、これら全ての処置は、ヨハネ騎士修道会に対する農奴の服従義務を侵害することなく行われた。一四八九年五月にヨハネ騎士修道会は、ようやくベルンとの合意を承認した。ミュンヘンブッフゼーの騎士修道会は、ロードス島に管区長を派遣して、総会長 (Hochmeister) から解放金支払いの承諾を得るという約束を行った。しかし、この時既にベルンは、もしヨハネ騎士修道会が認可を与えなかった場合には、自ら農奴解放を実現する意向を持っていた。翌年の一四九〇年初めに、管区長が総会長の指示を持って帰還した。ベルンは、全面的な農奴解放の実現の期待を抱いて、農奴達に使者を送って、再びミュンヘンブッフゼーの農奴と騎士修道会の代表者を召喚する意志を伝えた。ベルンは、農奴達にどの程度の金額を支払う用意があるかについて協議するように助言した。しかし、このようなベルンによる働きかけの成果は十分には得られなかった。管区長は、明らかに全面的

な農奴解放に關して交渉する許可を与えず、ただ個別的に解放金の支払いを実施しようとしたのである。⁽³⁹⁾

一四九三年にベルンは、農奴に対して、個別に管区長との間に解放金の支払いに關する合意に達するように勸告し、とりわけ一四八八年の特別な了承を根拠にして、領外で自由人と結婚した農奴達に対して合意を成立させるように勧めた。管区長は、ヨハネ騎士修道会の農奴が領外の農奴と領内で結婚することが可能なのか、あるいは解放金を支払うことが許可されるかという問題を突きつけられ、それを認めるように要求された。また、一四九五年にマグダレーナ・テュファーという農奴が自由身分となったが、恐らく彼女はこの年に解放された唯一の例ではなかったものと思われる。一四九六年に、ヨハネ騎士修道会と農奴の両者の代表者が、再びベルン市参事会の前に現れた。その会合は、これまでと同様の経過を辿った。まず最初に農奴達が、「自分達が頻繁にその困難な状況を嘆願しても、管区長はそれに応じようとしなかった」と訴えた。それに対して、管区長は「騎士修道会がこれまで農奴達を酷く扱ったことはないし、領内にいる全農奴の解放金の支払いを認める権限は自分には属さない」と主張した。管区長は、もう一度騎士団長（*Oberknecht*）と主張した。管区長は、もう一度騎士団長（*Oberknecht*）

densmeister）のところにまで赴くことに理解を示し、その指示に従って全ての問題の合意に至ることを約束した。その後管区長が、農奴の訴えの解決を引き延ばすためにどのような妨害を行ったのかは、史料からは確認できない。一五〇四年に作成された農奴制問題に關わる書状が残されている。ベルンは、その解決のためにドイツにいる騎士団長に訴えた。しかし、このようなベルンの対応は、なおもその成果は得られなかった。一五〇六年にベルンから再度騎士団長への書状が送られた。その文面は、礼儀正しいものであったが、その内容は決然としていた。農奴解放に踏み切らないヨハネ騎士団側の態度に対して、今やベルンの忍耐は、限界に達していた。一五〇七年六月に管区長は、ドイツにいる騎士団長ないしはその全権が委任された代理人とともに交渉のために、ベルン市参事会に出頭するように要求された。このような経過を辿って、一五〇八年初めについてミュンヘンブッフゼーにおける解放金の支払いに關する合意が成立した。農奴達は四〇〇グルデンで農奴制から解放されたが、ヨハネ騎士修道会の土地領主権は継続して維持された。その後一五一一年にベルンは、農奴に対して償却金の割当を支払うように警告しなければならなかった。恐らく

四〇から八〇家族で構成される全農奴が、ミュンヘンブッフゼーのヨハネ騎士修道会領で解放されたと推測可能である。後に史料ではこれと類似した事例は確認できないので、近世初期にこの地域の農奴制問題はほぼ解決されたと推定できる。このようにミュンヘンブッフゼーにおける農奴解放は、フリーニスベルクの場合よりも多くの困難を伴って達成された。⁽⁴⁰⁾そして、一五二八年に宗教改革などの影響から、ミュンヘンブッフゼーのヨハネ騎士修道会は最終的に廃止され、その他の大半の領主権もベルンに移行した。⁽⁴¹⁾

第四章 一五二五年の農民戦争期におけるベルンの農奴制問題

農民戦争期にスイスや西南ドイツの多くの地域では農奴制問題が表面化し、蜂起の主要な原因の一つとなり、平民の抗議書の中にそれに纏わる多様な思想的背景を持った訴えが数多く残された。⁽⁴²⁾また、バーゼルやチューリヒでは、上述のように、農民戦争を契機に農奴制の基本的な構造において重大な変化が見られた。つまり、この時期に多くの地域では農奴制に基づく支配構造に大きな矛盾や亀裂が顕在化し、領邦国家化の進展と農民反乱の

勃発によってその実質的機能が根本的に変容したのである。従って、一五二五年のドイツ農民戦争の際にベルンの諸共同体から提出された抗議史料を分析することを通して、この地域における農奴制問題の本質的特徴やその変容を把握するための重要な素材を抽出することができると判断した。

一五二五年にベルンの農民運動は、西南ドイツの事情とは違って、流血を伴う過激な武力闘争に発展することなく、比較的穏健な形で進行した。ベルン領の農民全員を指導するような突出したリーダーは不在であったため、抗議行動が複数の農民団による軍事同盟結成などの統一的な共同行動へと展開することはなく、大規模な戦闘には発展しなかった。市参事会側も一五二五年四月七日に「第三の信仰条令」を公布して、社会的秩序を安定化させることを政治的な最優先課題に置いていた。ベルンは、民衆の宗教改革運動を制限することによって、反乱の危険を除去しようと試みて、五月五日には六千人の兵士を召集する決定を下した。⁽⁴³⁾

ベルン領から提出された抗議史料は、全体で以下の一四個のものが残されている。つまり、それは①トゥーニン市、②トゥーニンシュテッテン、③ランゲンタール、④マ

デイスヴィル、メルヒナウ、⑤ロツツヴィル、⑥ヴィナウ、ログヴィル、⑦コツピゲン、⑧コツピゲン、⑨キルヒベルク、エツシュ、オーバーブルク、ハスレ、ゼーベルク、⑩エフリゲン、リュツリゲン、⑪ウツェンドルフ、ベターキンデン、⑫エメンタール、ゼフティゲン、シェンケンベルク、レンツブルク、ランゲントン、トゥーンシュテッテン、アールガウ、ラングナウなどのベルンの農民や聖職者からの抗議書、⑬エメンタール、⑭ボリンゲン、ムリ、フェヒンゲン、シュテッテレンからの訴えである。以下、①⑭を史料の番号として併記することにする。それらの史料を地域的に分類すると、多くの地域から共同で提出された⑫の史料を除けば、トゥーン市(①)、ランゲントールとその周辺(②③④⑤⑥)、ブルクドルフ(⑦⑧⑨⑩⑪)、エメンタール(⑬)、ベルン市近郊南東部(⑭)という五つの地方に偏っている。従って、フリーニスベルクとミュンヘンブッフゼーからの直接的な訴えは残存していない。ほとんどの抗議書は、五月初めにベルンに提出されているが、⑧コツピゲンの史料には八月四日という日付が残され、それが他の史料と比べて約三ヶ月ほど遅く作成されたことが判明されている。⁽⁴⁴⁾

抗議内容の中で比較的多く訴えられている分野は、土地領主関係、共有地関係、十分の一税であったが、それに対して農奴領主制に関わるもの、宗教改革関係、裁判領主関係に関しては、ベルン領ではごく僅かしか問題にされていない。このことから判断すると、一五二五年の農民戦争期に農奴制は、ベルンの農民達にとって既にあまり重要な問題ではなくなっていたものと推定できる。また教会に関連した要求が少ないことから判断すると、全般的にベルンの平民達にとって、宗教上の問題よりは、主として社会・経済的対立の方がこの時期の蜂起の主因であった。また、ベルンの農民運動には、宗教改革の影響を受けた痕跡が比較的少なく、むしろそれから距離を置いていたものと想定できる。そして、抗議書の中では「神の法」思想を根拠としたものは乏しく、西南ドイツで作成された『一二箇条』との影響関係も確認できなかった。聖書主義的な根拠付けを行って、蜂起のスローガンとして「神の法」を提示することは、この地域ではほとんど広まっていなかったのである。総じて「古き法」を抗議の根拠として掲げることもあまり見られず、訴えの論拠を明示すること自体が少なかった。ベルンの農民達は、領主に対する抵抗運動を領邦レベルの統一的で有

効な連帯・同盟へと統合することには成功していなかったのである。各共同体は、地域を越えて有効な普遍的な訴えを掲げることではなく、ただ個別的な要求を提示して⁽⁴⁵⁾いた。

まず、農奴制問題以外の抗議内容の中で重要なものについて、簡単に言及したい。土地領主関係では、土地保有移転税 (Erschias) が一〇の抗議書で問題にされ、最も激しい憤激の対象になっていた。地代の支払いの関する苦情も多く提示されていたが、その他に天候不順に伴う穀物の不作による負担の軽減要求も五つの抗議書で提出されていた。ベルンでは土地領主制は、宗教改革以前から既に地代土地領主制 (Rentengrundherrschaft) へ移行し、地代と土地保有移転税が農民の負担の中心となっていたのである。⁽⁴⁶⁾農民にとって、農奴制のような人格的支配の問題よりも、土地領主制に由来する経済的負担の方が不満の中心であった可能性が高い。共有地関係では木材の伐採権、水利に関する諸問題、漁業権、放牧権、狩猟権などが、多く訴えられていた。特に木材の伐採と河川の利用に関わる案件が、最も激しく抗議の対象とされていた。⁽⁴⁷⁾このように共有地に纏わる要求が多かったことは、この時期に共同体的な自治が深刻な危機にさらさ

れていたことが推測できる。十分の一税に関わる訴えは、九つの抗議書で行われ、その種類も多様であった。例えば小麦、カラスムギ、干し草 (hözzecheden, emzecheden) 、豆果 (muskorn) 、蕪、家畜、蜜蜂などが、この地域では十分の一税として徴収されていた。ベルン市近郊地域で地代や十分の一税の支払い義務のない土地は、ベルナーオーバーラントの場合とは異なり、ほとんど存在しなかった。一六世紀初めから、ベルン領では十分の一税に関する紛争が頻発していたのである。⁽⁴⁸⁾その他に特徴として際だったものは、塩、ワイン、橋を渡ることなどにかかる間接税に関する訴えが多いことである。⁽⁴⁹⁾また、フランスなどへの傭兵派遣も、激しい抗議対象となっている。⁽⁵⁰⁾間接税や傭兵派遣の問題が掲げられている事実は、ベルンの領邦国家形成に伴う軋轢が表面化していたことを意味する。

農奴制に関わる訴えとしては、農奴制廃棄要求などの「神の法」思想に立脚した急進的なものは残されておらず、賦役、農奴承認料としての謝肉祭の鶏の納入、死亡料などの個別の諸負担が言及されていたにすぎず、その分量も相対的に少ない。しかも賦役に対する要求に関しては、農奴領主制に纏わるものか、土地領主制に由来す

るものかは、史料を分析した限りでは不透明であった。

一般に、契約によって毎年の労働時間がほぼ明確になっていた「定量賦役」が土地領主制に関わるもので、領主の恣意的な判断で仕事にかり出される「不定量賦役」が農奴領主制に由来するものとされているが、この時代には、様々な領主権が複雑に絡み合っていたので、両者の間の区別はしばしば不鮮明になっていた。賦役に対する苦情を行ったのは、②トゥーンシュテッテン、⑤ロツツヴィル、⑦コッピゲン、⑧コッピゲンの四つの抗議書のみであった。特にトゥーンシュテッテンで問題にされた賦役は、文脈から判断して土地領主制に関わるものであった可能性が高いが、それ以外の例においては農奴制の残存物である可能性も否定できない。その他に抗議書ではないが、ツオリコフエンとビップとシエンケンベルクからの訴えに対するベルンの返答の中で、賦役の問題が論じられている⁽⁵¹⁾。

農奴承認料としての謝肉祭の鶏の納入に対しては、四つの抗議史料の中で言及されている。この貢納自体には、その経済的な実質的負担よりも、毎年の納入によって農奴領主権の所在を確認することの方に意味があったことは留意しなくてはならない。⑨キルヒベルクやエッシュ

などから提出された抗議書の中では、「エッシュの人々がさらに提出した要求は、謝肉祭の鶏と代官の雄鶏(voghtanen)を免除してほしいということである⁽⁵²⁾」と言及されている。この史料で、謝肉祭の鶏が裁判領主権を所持していた代官に納入する税と併記されている事実は、この地域では農奴領主制が既に裁判領主制と密接に結合していた可能性、ないしは農奴制の機能が衰退して形骸化し、農奴承認料としての鶏の支払いが単なる封建的拘束の遺物のように残存していた可能性を暗示させる。なお謝肉祭の鶏は、ベルン領では農奴承認料として支払われる貢納という役割を果たしていただけではなく、自由人が裁判領主に支払う税金を意味していた地域も存在する⁽⁵³⁾。さらに五月一五日にエメンタールの人々が訴えたところによれば、「第三に、ツヴィング領主への承認料としての鶏(twinghinern)に関して苦情がある。なぜなら彼らは、それは決して強制的に支払う鶏ではないと考えているからだ」と記されているが、この史料より十日前にもこれと類似の要求が、エメンタールの領民から提出されている⁽⁵⁴⁾。上述のように、ツヴィング領主とは、農村の裁判領主権を持ったベルン市内に住む有力市民達のことであったが、ここでも農奴領主制と裁判領主制との

繋がりが見える。この貢納は、古くから農奴制が存在していた地域に加えて、代官区の裁判権にのみ属していた地域にも課せられていたので、必ずしも農奴制にだけ由来するものではなかった。⁽⁵⁵⁾ 八月四日付けの⑧コッピゲンの史料によれば、「第八に彼らは、飼育用のカラスマギや謝肉祭の鶏を支払うことに苦情を感じている。そのような負担が何らかの形で正式な地代に属するとは、誰も理解することはできない」と訴えられている。⁽⁵⁶⁾ この地域では、農奴領主制と土地領主制とが結びついて、謝肉祭の鶏の納入が地代に類したものに變質してしまった可能性が認められる。その他に抗議史料としては残っていないが、ビップでも謝肉祭の鶏が問題になったことが記録されている。⁽⁵⁷⁾ ベルン領において農奴承認料と賦役以外に農奴制に纏わる問題は、ほとんど抗議対象として掲げられていない。特に結婚の制限や禁止を問題視してこれまで長く戦ってきたベルンの農民達が、この動乱期にそれを苦情として提出しなかったことは、既に結婚問題がほぼ解決の方向へと進んでいたことを示しているのではないだろうか。なお死亡料に関しては、抗議史料としては議題にあがっていないが、レンツブルクに対するベルンの一〇月一六日の返答の中で、最良の家畜や衣服な

どの死亡料の納入が過去に問題にされたことが言及されている。⁽⁵⁸⁾

以上の史料分析から判断すると、確かに農民戦争期のベルン領で農奴制は、古い時代の遺物として残存していたが、封建的拘束としては、既に重要な社会的機能を果たし終えてしまっていた可能性が高い。この時期に農奴制の全面廃棄要求が全く見られなかったことは、ベルンの領民にとって農奴制問題は正面から取り扱うべき深刻な社会矛盾ではなくなっていたのでないだろうか。ベルン領内のはとんどの地域で、ミュンヘンブッフゼーやフリーニスベルクの事例で見られるように、市参事会の指導の下に一五〇〇年頃までには既に大半の農奴が解放されていたのではないかという見解が複数の研究者から提示されている。このことは、領邦権力としてベルンによる農奴解放政策が部分的に成功を収めていたことの証左ではないだろうか。実際に宗教改革の導入（一五二八年）とともに、多くの修道院の所領は、ベルンによって没収される運命を辿り、領邦権力がその大部分の農民保有地の支配権を獲得し、婚姻裁判所などによる社会的規律化を推進して、領邦国家形成を進展させたのである。⁽⁵⁹⁾ 封建反動が厳しく実行に移された地域とは異なり、ベル

ンの農民達は、既に一五二三年には相対的な自律を主張することに成功し、部分的に政治参加の道を勝ち取っていたのである。従ってベルン領では農奴制的な拘束が強化されることはなく、人格的な不自由は、一六世紀初めには領邦権力と共同体が主導した解放金の支払いの波によって本質的にはほぼ消滅していたと推定できる⁽⁹⁾。しかし、それは、領邦権力であるベルン市当局、農奴領主権を持っていた中間支配層、人格の支配を受けていた個々の農奴、村落共同体という四者間で行われた紛争と調停の長い歴史の結果であった。

おわりに

これまでミュンヘンブッフゼーやフリーニスベルクの事例を中心に、中近世ベルン領における農奴制の特質について考察してきたが、以下のような五つの点が明らかにになった。第一にこの地域の農奴制は、ベルンによる領邦国家形成においては障害物に類した機能を持っていたのであって、他の地域で見られるように、領邦国家化の手段として利用されたケースは、史料の中では確認できなかった。農奴領主権を保持していたのは、ほとんどの場合に領邦権力ではなく、中間支配層の役割を果た

していた聖俗の地方領主や市内に居住していたツヴィング領主であった。従って、ベルンが領民の多様な法的身分を統一化して一般的臣民を形成する際に必要な前提条件の一つとして、農奴制の機能を弱体化させることが優先された。私法的な支配関係に立脚していた農奴制は、近代的な国家制度とは別の原理に属する存在であったので、形成過程にあった領邦国家にとっては忍耐できない異物であったのである。解放金の支払いや市外市民制度を手段とした農奴解放を推進する政策は、ベルンの収税力や軍事力を高め、政治的権限を高めることを目的としていたが、その実現には長い時間を必要とした。一四三七年の臣従誓約の公布は、農奴を領邦国家の支配構造の中に編入することを目指したが、そのことが、農奴領主とその農奴との間にあった古い関係を即座に完全に切り離すことには繋がらなかった。古来からの人的な結びつきを断ち切って、制度的領域国家を設立するためには、その臣従誓約は、まだ決定的な影響力を持っていなかった。農奴領主が、領邦国家化の進展に対して自己防衛を試みて、粘り強く旧来の権限に固執したので、領邦国家と農奴領主の両者に対する二重の負担を背負った農奴達の物質的な状況は、しばしば悪化した。ようやく封建的

拘束が弛緩し始めた近代初期に、解放金の支払いという思想は一般的に普及し始めた。総じてベルンは、農奴解放への強制措置を取行できるほどの政治的権限や実行力を持っていなかったが、ミュンヘンツプゼーの農奴解放⁽⁶¹⁾においてのみ自力で主導権を握ることができた。中世後期から近代初期にかけてベルンは、恒常的に農奴制の解体に従事した。しかし、領邦国家がそのために注いだエネルギーは、時期によって変化し、その解放政策は、体系的な政治原理の下に行われていたわけではなかったのである。

第二にスイス盟約者団内では、ベルン領において最も早くから農奴解放が進展した。ベルンが、農奴解放の可能性とその利点を早くから認識し、それを利用したことは、スイスでは特異な事例であった。その要因の一つとしては、恐らくベルンの領邦国家形成が他地域より全般的に早く進化したのではないかと推定できる。既に一五二五年の農民戦争期には、ベルン領において農奴制問題が重要な懸案事項としては認識されていなかったが、そのようなケースは、農奴制が普及していたスイスの諸地域の中では希有の例である。ベルンにおける農奴解放が、他の諸邦よりも先行していたので、一つの模範的な解決

方法を提供した。特に一三八六年にベルンとフリーニスベルク修道院との間の契約は、農奴達が辿るべき道に対する指標を提示した。当時国家の財力は、ほぼ支配下にある領民の数に比例していたが、ベルン領での農奴解放は、領邦国家に掌握された臣民の増加を意味した。ベルンとフリーニスベルク修道院との間の契約によって、より広い範囲での農奴解放の可能性が開かれたのである。領邦国家化のための農奴解放という新しい政策を実行することは、ベルン、農奴領主、村落共同体、農奴個人の間に様々な衝突をもたらしたので、それは短期間のうちに容易に実現可能な事柄ではなかった。

第三に農奴解放を推進する際には、領邦国家が自己の権力を行使するだけでは不十分であり、しばしば村落共同体の協力が必要であった。農奴個人だけではなく、彼らが属する村落共同体も、解放金の支払いを許可するように政治的圧力をかけたのである。中近世のベルンでは、個人の人格的な自由と共同体的な自由は、矛盾対立する概念ではなく、しばしば相互補完的な意味を持っていた。この地域においては、農奴が属する村落共同体にとって結婚の制限が最も深刻な問題に発展していた。領外婚や身分外婚に対する罰則や禁止は、村落内部での結婚の成

立を妨げ、人口減少による経済的活動の停滞をもたらしかねなかった。従って、農奴解放による農民の人格的自由の獲得は、村落にとって、共同体的な自治の拡大と経済的基盤の確保のためには不可欠な課題であった。ベルン領では、農奴支配権を持っていた中間支配層は、上からは領邦権力であるベルンの圧迫を受け、下からは共同体自治運動の攻撃を受け、次第にその権限を喪失していったのであり、このような視点がビーラーの研究には不足していた。ある意味では、領邦権力としてのベルンは、都市共和國的な起源と共同体的な構造という二元主義的な構成要素を持った国家であったのである。⁽⁸³⁾

第四にベルン領自体が慣習の異なる様々な地域の集積であったので、農奴制の性質においても、明確な地域差があった。特に南部の山間部と北中部の平地との間に、直轄地と非直轄地の間に、世俗領主領と聖界領主領との間に、その性質は根本的に異なっていた。従って、人格的な不自由の程度に地域的差異が顕著に見られたので、解放金の支払いの仕方やその金額の算出方法に関しても、地域的な違いが明確に存在した。⁽⁸⁴⁾ そもそもどのような基準で解放金の総額が決定されたのかについては、史料からは明白な解答が発見できなかった。恐らく地域的な尺

度に従って、解放されるべき農奴の私的関係、年齢、性別などが考慮されたものと推定できる。一般的に女性や子供の解放金の金額は、成年男子の場合よりは少なかった。つまり、ベルン領では支配関係が地域ごとに多様であったので、農奴に対する解放金の支払いのための条件は、領民にとって決して平等なものではなかったのである。

第五にベルンの農奴制は、宗教改革期以降には中世と比較して重要な意味や役割をほとんど喪失し、大半の地域で農奴解放が進展していた。農奴制が残存していた地域でも、それは、次第に実質的な機能をあまり持たない名称へと変貌していった。既に一五二五年の農民蜂起の一端を担っていた人々も、農奴制に纏わる諸負担をほとんど抗議対象として掲げなかった。一六世紀初めにおいてベルン領では、農奴制の遺物が部分的に残ってはいたが、宗教改革は信仰上の革新運動にとどまり、農奴解放の徹底的な終結をもたらしたわけではなく、ただそれを延期させた。この地域では、宗教改革の過程の中で農奴制は、最終的に解決すべき問題として投げかけられることはなかった。ベルンでは信仰の自由と世俗の自由は、明確に分離されて考えられていた。近世初期に市当局は、

以前と同様、農奴制という支配関係を根本的に徹底的に廃絶する準備をほとんど行わなかったが、別の見方をすれば、それを断行する必要性が認められないほどに、この地域の農奴制は衰退していたのである。

以上のような諸事実が明らかにされたが、将来解決すべき幾つかの重要な研究課題が残された。つまり、ミュンヘンブッフゼーやフリーニスベルク以外の地域ではどのような過程で農奴が解放されていたのか、そして宗教改革期以後ではベルンの農奴制がどのように存続していったのか、つまり、本当に農奴制の実質的機能がほとんどなくなり、名称として残存し続けたのか、さらにはなぜベルンではスイスの他の諸邦より早く農奴解放が進展したのかなどの諸問題についてさらに実証的に調査する必要性が明確になったのである。最終的には、農奴解放を基盤としたベルンの領邦国家政策と市参事会における内政的なパワーポリティクスとの関連も調査してみたい。このようにベルンの農奴制には地域的な多様性が認められるので、より詳細な実証的な地域研究に従事する必要性が切に感じられる。

註

- (1) 当時のスイスの国制については以下の邦語文献を参照。
U・イム・ホーフ著／森田安一監訳『スイスの歴史』(刀水書房、一九九七年)二二―一〇七頁。拙著『ドイツ農民戦争と宗教改革』(慶応義塾大学出版会、二〇〇〇年)一四五―一五三頁。
- (2) スイスの農奴制の性格と役割に関する基本的な研究文献としては、次のものなどが挙げられる。Walter Müller, Die Abgaben von Todes wegen in der Abtei St. Gallen. Ein Beitrag zur Rechtsgeschichte des sanktgaalischen Klosterstaates, in: *Rechtshistorische Arbeiten* 1, Köln/Graz 1961; Claudia Ulbrich, *Leibensschaft am Oberrhein im Spätmittelalter*, Göttingen 1979. 地域史研究としてスイスの農奴制問題を取り扱った邦語の文献は、幾つか残されている。三成美保「一五―一六世紀ドイツ＝スイス地域における死亡税」『阪大法学』一四三、一九八七年。森田安一「都市チューリヒ支配下の農村―ゲマインデ・シユテーフアの場合―」(同上『スイス中世都市史研究』山川出版社、一九九一年、一八三―二四頁。拙稿「ドイツ農民戦争期におけるチューリヒの農奴制問題について」『西洋史学』一九七号、二〇〇〇年)。拙稿「近代初期におけるゾーロトゥルンの農奴制問題について―スイス北西部の封建的遺制に関する一考察―」(『史学』第七〇巻第三・四号、二〇〇一年七月、七一―一〇〇頁)。
- (3) 農奴制に関するより詳細な学説史の整理は、既に以下の文献などでなされている。Vgl. Ulbrich, *Leibensschaft*

am Oberhein im Spätmittelalter, a. a. O., S. 11-22; 拙著『前掲『ミッテン農民戦争と宗教改革』』111-114頁。

- (4) Friedrich Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 3. Aufl. Berlin/Heidelberg/New York 1966, S. 214; Theodor Knapp, *Gesammelte Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte vornehmlich des deutschen Bauernstandes*, Tübingen 1902, S. 85-95, S. 346-388; M.M. Smirni, *Deutschland vor der Reformation*, Berlin 1955, S. 47-101.

- (5) Walter Müller, Wurzeln und Bedeutung des grundsätzlichen Widerstandes gegen die Leibeigenschaft im Bauernkrieg 1525, in: *Schriften des Vereins für Geschichte des Bodenses und seiner Umgebung*, Heft 93, 1975. 拙稿「宗教改革期における平民の農奴制観とその思想的背景 (一) ~ (三) — 西南ミッテンを中心として —」『防衛大学校紀要 (人文科学分冊)』第九輯、二〇〇六年三月、八五-一六頁、第九三輯、二〇〇七年九月、八-一六頁、第九四輯、二〇〇七年三月、一〇三-一二八頁。拙稿「宗教改革者と農奴制——ベルンの再洗礼派の例を中心に——」『西洋史学』第二二二号、二〇四年、111-143頁。

- (9) Werner Troßbach, Südwestdeutsche Leibeigenschaft in der frühen Neuzeit: eine Bagatelle, in: *Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft*, 7. Jahrgang Heft 1, 1981, S. 69-90.

- (7) Peter Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern (deutschen Teils) im 15. und 16. Jahrhundert, in: *Ar-*

chiu des historischen Vereins des Kantons Bern, 1. Heft, Bern 1949, S. 42.

- (8) Simon Teuscher, *Bekante-Klienten-Verwandte. Sozialität und Politik in der Stadt Bern um 1500* (Nom und Struktur 9), Köln, Weimar, Wien: Böhlau 1988, S. 25; Ernst Walder, Reformation und moderner Staat, in: *450 Jahre Berner Reformation. Beiträge zur Geschichte der Berner Reformation und zu Niklaus Manuel* (Archiv des Historischen Verein des Kantons Bern 64/65), hg. vom Historischen Verein des Kantons Bern, Bern 1980, S. 468; Peter Bietzauer, Die Ausbildung bäuerlicher Landschaften im Raum der Eigenschaft, in: *Partiments, Estates and Representation* 11, 1991, S. 93; François de Capitani, Staat und Obrigkeit in Bern zwischen Reformation und Revolution, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde* 53, 1991, S. 61-77. 54 中世のベルンと帝国都市として規定されるかについて研究者の立場によって見解が分かれています。Vgl. Rainer Christoph Schwinges, Bern - eine mittelalterliche Reichsstadt? in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde* 53, 1991, S. 5-19.

- (9) André Holenstein, Konsens und Widerstand. Städtische Obrigkeit und landwirtschaftliche Partizipation im städtischen Territorium Bern (15.-16. Jahrhundert), in: *Partiments, Estates and Representation* 10, 1990, S. 8.

- (10) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 32; Regula Schmid, *Reden, Rufen, Zeichen set-*

- zen. *Politisches Handeln während des Berner Tüdingherrenstreits 1469–1471*, Zürich 1995, S. 18–22; Teuscher, *Bekannte-Klienten-Vernante*, a. a. O., S. 26; Regula Schmid, *Wahlen in Bern. Das Regiment und seine Erneuerung im 15. Jahrhundert*, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde* 58, 1996, S. 235.
- (11) Friedrich Emil Welti (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern. 1. Teil: Stadtrechte. Das Stadtrecht von Bern II, (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen, 2. Abt.)*, Aarau 1939, S. 55–58, Nr. 79, Nr. 80; Bieler, *Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern*, a. a. O., S. 13; André Holenstein, *Obrigkeit und Untertanen. Zur Geschichte der Untertanen Huldigung im bernischen Territorium (15.–18. Jh.)*, in: Rudolf Endres (Hg.), *Nürnberg und Bern. Zwei Reichsstädte und ihre Landgebiete*, Erlangen 1990, S. 265, S. 270–271; André Holenstein, *Die Huldigung der Untertanen. Rechtskultur und Herrschaftsordnung (800–1800)*, Stuttgart/New York 1991, S. 242–243.
- (12) François de Capitani, *Sozialstruktur und Mechanismen der Herrschaft in der spätmittelalterlichen Stadt Bern*, in: Endres (Hg.), *Nürnberg und Bern. Zwei Reichsstädte und ihre Landgebiete*, a. a. O., S. 39.
- (13) Bieler, *Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern*, a. a. O., S. 7–8; Richard Feller, *Geschichte Berns. Von den Anfängen bis 1516*, Bd. 1, Bern 1946, S. 88, S. 97, S. 124; Bierbrauer, *Die Ausbildung bäuerlicher Landschaften im Raum der Eidgenossenschaft*, a. a. O., S. 95.
- (14) Ders., *Freiheit und Gemeinde im Berner Oberland 1300–1700 (Archiv des Historischen Vereins des Kantons Bern 74)*, Bern 1991, S. 366–371.
- (15) 市外市民制度の導入や都市保護契約の締結という手段を用いなかったならば、ベルンは「小さな領邦都市にふさわしいた可能性が高い。なお、ベルンでは市外市民として受け入れをうかがえるのは、原則的には自由農民に限定されていたので、農奴に対してはしげしば農奴解放を前提条件に市外市民制度が適用されたものと思われる。また、市外市民制度は、ベルンの軍事力と財政力を強化し、周辺地域への政治的影響力の拡大のための手段として使用され、領邦国家形成において重要な意味を持っていた。Vgl. Beat Frey, *Ausburger und Udeler, namentlich im Gebiete des alten Bern*, Inauguraldissertation zur Erlangung der Doktorwürde der hohen juristischen Fakultät der Universität Bern, Bern 1950, S. 4–5, S. 9, S. 22, S. 32, S. 48–53; Urs Martin Zahnd, *Berns Bündnis- und Territorialpolitik in der Mitte des 14. Jahrhunderts*, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde* 53, 1991, S. 31–32.
- (16) Hans A. Michel, *Das alte Bern und sein Verhältnis zum Land*, in: Maja Silar (Hg.), *Stadt und Land, die Geschichte einer gegenseitigen Abhängigkeit*, Bern/New York 1988, S. 120; Edgar Bonjour, *Die Bauernbewegung des Jahres 1525 im Staate Bern*, Diss. phil. Bern 1923, S.

- 22; Richard Feller, *Geschichte Berns. Von den Anfängen bis 1516*, Bd. 1, Bern 1946, S. 114; ders., *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, Bd. 2, Bern 1953, S. 25; Bierbrauer, Die Ausbildung bäuerlicher Landschaften im Raum der Eidgenossenschaft, a. a. O., S. 95.
- (17) Ders., *Freiheit und Gemeinde im Berner Oberland*, a. a. O., S. 366–367.
- (18) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 8–9.
- (19) スイスの Tell といふ一般的な公的な租税を意味し、領邦国家が臣民に課す場合や、共同体が公共の負担を補償するために人々から取りたてる事例など様々なケースが見られた。例えばローツェルンでは市参事会によつて正式な租税として一五〇〇年頃から徴収されていたが、特別に財政が窮乏した場合には付加的な財産税として支払いを強要された。Vgl. *Schweizer Idiotikon, Wörterbuch der schweizerdeutschen Sprache*, 12. Bd., Frauentfeld, S. 1406–1423.
- (20) Edgar Bonjour, *Die Bauernbewegung des Jahres 1525 im Staate Bern*, a. a. O., S. 22; Feller, *Geschichte Berns. Von den Anfängen bis 1516*, a. a. O., S. 114; ders., *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, a. a. O., S. 24–25.
- (21) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 9–10.

- (22) Ebenda, S. 21–22.
- (23) Ebenda, S. 6–7.
- (24) Ebenda, S. 6.
- (25) Bruno Amiet, *Solothurnische Geschichte* 1. Bd., Solothurn 1952, S. 422; Hans Morgenthau, Die Ablösung der Leibeigenschaft in der Herrschaft Bipp, in: *Neues Berner Taschenbuch* 31, 1926, S. 140–141; Feller, *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, a. a. O., S. 25–27; 拙稿『前掲書「近代初期におけるローツェルンの農奴制問題について」』八九–九〇頁。
- (26) Barbara Studer Immenhauser, *Verwaltung zwischen Innovation und Tradition. Die Stadt Bern und ihr Untertanengebiet 1250–1550*, Ostfildern 2006, S. 234; Teuscher, *Bekannte-Klienten-Verwande*, a. a. O., S. 26.
- (27) Feller, *Geschichte Berns. Von den Anfängen bis 1516*, a. a. O., S. 14, S. 165, S. 182–183.
- (28) Hermann Rennfahrt (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil: Stadtrechte, Das Stadtrecht von Bern VI: Stadt und Kirche. (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen, 2. Abt.)*, Aarau 1960, S. 43–44; Feller, *Geschichte Berns. Von den Anfängen bis 1516*, a. a. O., S. 228; Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 15–16, S. 24.
- (29) Rennfahrt (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil: Stadtrechte, Das Stadtrecht von Bern VI: Stadt und Kirche*, a. a. O., S. 124–125; Bieler, Die Befreiung der

- Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 15–16, S. 24–25.
- (30) Ebenda, S. 22, S. 25.
- (31) Hermann Rennfahrt (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil: Stadtrechte, Das Stadtrecht von Bern VI: Stadt und Kirche*, a. a. O., S. 90–92; Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 15–16, S. 26.
- (32) Morgenthaler, Die Ablösung der Leibeigenschaft in der Herrschaft Bipp, a. a. O., 1926, S. 124.
- (33) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 27; Feller, *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, a. a. O., S. 26.
- (34) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 28.
- (35) Feller, *Geschichte Berns. Von den Anfängen bis 1516*, a. a. O., S. 14–17.
- (36) Ebenda, S. 88, S. 97, S. 119–120, S. 158, S. 227; Zahnd, Berns Bündnis- und Territorialpolitik in der Mitte des 14. Jahrhunderts, a. a. O., S. 32.
- (37) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 13, S. 28.
- (38) Morgenthaler, Die Ablösung der Leibeigenschaft in der Herrschaft Bipp, a. a. O., S. 124.
- (39) Bieler, Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern, a. a. O., S. 29.
- (40) Ebenda, S. 30; Bonjour, *Die Bauernbewegung des Jahres 1525 im Staate Bern*, a. a. O., S. 23; Feller, *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, a. a. O., S. 26.
- (41) Holenstein, *Die Huldigung der Untertanen*, a. a. O., S. 246.
- (42) Peter Bicklé, *Die Revolution von 1525*, 3. erweiterte Auflage, München/Wien 1993, S. 40–50, S. 105–111. [「エター・プリント」著、前田良輔・田中真澄訳『一五二五年の革命』(刀水書房、一九八八年)三九～四九頁、九三～九七頁]。拙稿「前掲書『宗教改革期における平民の農奴制観』の思想的背景 (一) ～ (一三)」。
- (43) Edgar Bonjour, Der Charakter der bernischen Bauernbewegung im Reformationszeitalter, in: *Die Schweiz und Europa. Ausgewählte Reden und Aufsätze von Edgar Bonjour zu seinem 60. Geburtstag am 21. August 1958*, Helbing & Lichtenhahn, Basel 1958, S. 329, S. 338; Feller, *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, a. a. O., S. 131–134; Bierbrauer, *Freiheit und Gemeinde im Berner Oberland*, a. a. O., S. 252.
- (44) Günther Franz (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg, Aktionsbund*, 6. Auflage, Darmstadt 1987, S. 310–328; Rudolf Steck/Gustav Tobler (Hg.), *Attensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, Bern 1918–1923, Nr. 631, S. 205–207, Nr. 639, S. 210, Nr. 643, S. 211; Bonjour, *Die Bauernbewegung des Jahres 1525 im Staate Bern*, a. a. O., S. 74.
- (45) Ebenda, S. 13, S. 47, S. 75; Bonjour, Der Charakter

der bernischen Bauernbewegung im Reformationszeitalter,

a. a. O., S. 338–339; Bierbrauer, *Freiheit und Gemeinde im Berner Oberland*, a. a. O., S. 250–253.

- (46) Franz(Hg.). *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a. a. O., Nr. 146, Nr. 147, Nr. 148, Nr. 149, Nr. 150, Nr. 153, Nr. 156, S. 313–328; Steck/Tobler(Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 631, S. 205–207, Nr. 639, S. 210, Nr. 643, S. 211; Heinrich Richard Schmidt, *Dorf und Religion. Reformierte Sittenzucht in Berner Landgemeinden der Frühen Neuzeit*, Stuttgart/Jena/New York 1995, S. 18.

- (47) Franz(Hg.). *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a. a. O., Nr. 145, Nr. 146, Nr. 149, Nr. 150, Nr. 152, Nr. 153, Nr. 154, Nr. 155, Nr. 156, S. 311–328; Steck/Tobler(Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 631, S. 206.

- (48) Franz(Hg.). *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a. a. O., Nr. 146, Nr. 147, Nr. 149, Nr. 150, Nr. 152, Nr. 153, Nr. 154, Nr. 156, S. 313–328; Steck/Tobler(Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 643, S. 211; Schmidt, *Dorf und Religion*, a. a. O., S. 18; Bierbrauer, *Freiheit und Gemeinde im Berner Oberland*, a. a. O., S. 252. ¹ 税の種類に「¹ツツ²」²「¹ツツ²」の箇所に言及されている。³ Vgl. Rudolf Gmür, *Der Zehnt im alten Bern (Abhandlungen zum schweizerischen Recht N. F. 310. Heft)*, Bern 1954, S.

123–158.

- (49) Franz(Hg.). *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a. a. O., Nr. 148, Nr. 149, Nr. 150, Nr. 153, Nr. 155, S. 314–326.
- (50) Ebenda, Nr. 145, S. 311, Nr. 156, S. 328.
- (51) Ebenda, Nr. 146, S. 313, Nr. 149, S. 316, Nr. 152, S. 322; Steck/Tobler(Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 670, S. 218, Nr. 712, S. 231; Rennfahrt(Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil: Stadtrechte, Das Stadtrecht von Bern VI: Staat und Kirche*, a. a. O., S. 330–333; Feller, *Geschichte Berns. Von der Reformation bis zum Bauernkrieg 1516–1653*, a. a. O., S. 135.
- (52) Franz(Hg.). *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a. a. O., Nr. 154, S. 325.
- (53) Frey, *Ausburger und Udel, namentlich im Gebiete des alten Bern*, a. a. O., S. 28.
- (54) Steck/Tobler(Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 631, S. 206, Nr. 639, S. 210.
- (55) Gmür, *Der Zehnt im alten Bern*, a. a. O., S. 13.
- (56) Franz(Hg.). *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband*, a. a. O., Nr. 153, S. 324.
- (57) Steck/Tobler(Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 670, S. 218; Rennfahrt(Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil: Stadtrechte, Das Stadtrecht von Bern VI: Staat und*

Kirche, a. a. O., S. 330.

- (85) Steck/Tobler (Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521–1532*, a. a. O., Nr. 743, S. 239; Rennfahrt(Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Bern, 1. Teil: Stadtrechte, Das Stadtrecht von Bern VI: Staat und Kirche*, a. a. O., S. 332.

- (86) Bonjour, *Die Bauernbewegung des Jahres 1525 im State Bern*, a. a. O., S. 21, S. 26, S. 86; Schmidt, *Dorf und Religion*, a. a. O., S. 18; Richard Feller, *Die Stillengesetze der bernischen Reformation*, in: *Festschrift E. Welti*, Aarau 1937, S. 54–82. 宗教改革の導入により、修道院領の没収と西方のフランス語圏への領土拡大によって、ベルンの国家財政はかなりの程度肥大化し、新しい官職を設置して中央政府を整備した。Vgl. Jolanda Leuenberger-Binggeli, *Die Berner Deutsch-Seckelmeister und ihre Standerrechnung*, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde* 61, 1999, S. 156, S. 161.

- (89) Bierbrauer, *Freiheit und Gemeinde im Berner Oberland*, a. a. O., S. 250–254.

- (19) Bieler, *Die Befreiung der Leibeigenen im Staat Bern*, a. a. O., S. 43.

- (29) Ebenda, S. 42.

- (39) Walder, *Reformation und moderner Staat*, a. a. O., S. 468–469, S. 473, S. 536; Bierbrauer, *Die Ausbildung bäuerlicher Landschaften im Raum der Eidgenossenschaft*, a. a. O., S. 100.

- (64) ベルン領の北部地方にあるビップでは、一五〇八年に年税の二五倍という基準で解放金が計算された。Vgl. Morgenthaler, *Die Ablösung der Leibeigenschaft in der Herschaft Bipp*, a. a. O., S. 136.

- (65) 1574年にベルンがロレンス語圏の臣従地における解放金の支払いに関する領邦条例を公布している。Vgl. Karl Härter/Michael Stolleis (Hgg.), *Repertorium der Polizeyordnungen der Frühen Neuzeit*, Bd. 7. 1, Claudia Schot-Volm (Hg.), *Orte der Schweizer Eidgenossenschaft: Bern und Zürich (Studien zur europäischen Rechtsgeschichte. Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für europäischen Rechtsgeschichte Frankfurt am Main, Band 204, 1)*, Vittorio Klostermann: Frankfurt am Main 2006, S. 48.